

医師会ご入会の先生へ

熊本市医師連盟委員長
熊本県医師連盟熊本市支部長

熊本市・県医師連盟加入のご案内

このたびのご入会にあたり、熊本市・県医師連盟加入のご案内をさせていただきます。

熊本市・県医師連盟は、賛同する熊本市医師会会員をもって組織し、熊本市・県医師会の目的を達成するために必要な政治活動を行なう政治団体です。別紙1「熊本市医師連盟規約」、別紙2「熊本県医師連盟規約」、これからの医師会活動において、政治的な活動なくして我々の主張や要求を訴え、勝ち取ることはできませんし、国民が安心して受診できる医療制度の維持、確保も困難となって参ります。また、医師会の政治活動の原点は、本医師連盟の組織率の高さであることは論を俟ちません。

どうか趣旨ご理解の上、ご加入いただきますようお願い申し上げます。

目的に賛同し、ご加入頂けます場合は、別紙3「熊本市・県医師連盟加入承諾書」に署名捺印の上、熊本市医師連盟（熊本市医師会事務局内）宛ご提出頂きますようお願い致します。

連盟会費徴収につきまして、今年度は入会時に年会費を別紙4「熊本市医師連盟会費徴収規程」、別紙5「熊本県医師連盟会費徴収規程」により、直接熊本市医師連盟口座に振込をお願い致します。次年度分からは、毎年5月に貴殿口座から金融機関宛「預金口座振替依頼書」により引き落としの上、納入して頂くことになります。

尚、連盟加入承諾書提出後、年会費請求書と次年度分からの差し引きのための金融機関宛「預金口座振替依頼書」を事務局より送付致します。何か疑問がございましたら、市医師連盟事務局（電話362-1221）までご連絡ください。

ご多忙中誠に恐縮に存じますが、何卒よろしくようお願い申し上げます。

- 添付書類：別紙1「熊本市医師連盟規約」
別紙2「熊本県医師連盟規約」
別紙3「熊本市・県医師連盟加入承諾書」
別紙4「熊本市医師連盟会費徴収規程」
別紙5「熊本県医師連盟会費徴収規程」
付 表「医師連盟会費額（年会費）」

熊本市医師連盟規約

(名称及び事務所)

第1条 本連盟は、熊本市医師連盟と称し、事務所を熊本県熊本市に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、熊本市医師会の目的を達成するために必要な政治活動を行なう。

(組織)

第3条 本連盟は、第2条(目的)に賛同する熊本市医師会会員で組織する。本連盟内に熊本県医師連盟熊本市支部を置く。

(事業)

第4条 本連盟は、常時次の活動を行なう。

- (1) 第2条の目的を達成するために必要な政治活動
- (2) 国会その他に代表を進出させる活動

(役員)

第5条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 3名 |
| (3) 常任執行委員 | 若干名 |
| (4) 執行委員 | 若干名 |
| (5) 会計責任者 | 1名 |
| (6) 会計責任者職務代行者 | 1名 |
| (7) 会計監督者 | 3名 |

(役員を選出)

第6条 委員長は、常任執行委員の互選により選出する。

委員長は、本連盟を代表し、連盟業務を統括する。委員長がその職務を果たすことができない場合は副委員長がこれを代行する。

- 2 副委員長は、常任執行委員の互選により選出する。ただし、委員長を代行する順位を決めておかなければならない。副委員長は、委員長を補佐し、必要な場合はこれを代行する。
- 3 執行委員は、本条第4項の常任執行委員と本連盟に所属する代議員、各部世話人、副世話人及び本連盟員の中から委員長が委嘱した者とする。執行委員は、連盟業務を担当する。
- 4 常任執行委員は、本連盟に所属する熊本市医師会会長、副会長、理事、代議員会議長、代議員会副議長とする。常任執行委員は、連盟業務を常時担当する。
- 5 会計責任者、会計責任者職務代行者は、委員長がこれを委嘱する。会計責任者は、連盟の経理を担当する。会計責任者がその職務を果たすことができない場合、会計責任者職務代行者がその職務を代行する。
- 6 会計監督者は、委員長がこれを委嘱する。会計監督者は、経理を監査する。

(実行委員会)

第7条 委員長は、必要と認める時は、本連盟内に実行委員会を設置することができる。

- 2 実行委員は、本連盟員の中から委員長がこれを委嘱する。
- 3 実行委員は、必要とされる連盟の業務を担当する。

(任期)

第8条 それぞれの役員の任期は、熊本市医師会役員の任期に準ずる。

(会議)

第9条 本連盟の会議は、総会、執行委員会及び常任執行委員会並びに実行委員会（実行委員会
が設置された場合）とする。

- 2 総会を本連盟の決議機関とする。総会は少なくとも年に1回開催し、収支を含め必要な事項を報告するものとする。
- 3 緊急な場合等は、常任執行委員会にはかり決議することができる。この場合直近の総会において承認を得なければならない。
- 4 会議は、委員長が招集しその議長となる。必要な場合は委員長が他に議長を指名することができる。
- 5 本条に定める会は、それぞれの会の構成員数の過半数（委任状を含む）の出席により成立し、決議は出席者の過半数をもって決することとする。
- 6 総会の決議事項は速やかに連盟員に通知しなければならない。また、連盟員はこれを遵守しなければならない。

(経費)

第10条 本連盟の経費は、会費、寄付金及びその他の収入金をもってあてる。会費の賦課徴収については別に定める。

- 2 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第11条 本規約は、総会において出席者の過半数の同意を得て変更することができる。

(細則の改廃)

第12条 本規約の実施に伴う細則は、執行委員会の決議により、制定及び改廃することができる。

附則 この規約改正は、平成23年8月12日からとする。

熊 本 県 医 師 連 盟 規 約

(目 的)

第1条 本連盟は、熊本県医師連盟と称し、熊本県医師会会員相互の連絡協調の下に、熊本県医師会の目的を達成するために必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事務所)

第2条 連盟の事務所は、熊本市に置く。

(組 織)

第3条 本連盟は、第1条の目的に賛同する熊本県医師会会員をもって組織し、郡市医師会の地区毎に支部を置く。

ただし、既に医師連盟を有する地区においては、当該医師連盟内に支部を置く。

2 会員は、それぞれ地区の支部に所属すると共に、日本医師連盟にも加入するものとする。

(事 業)

第4条 本連盟は、次の事業を行う。

1. 第1条の目的を達成するために必要な政治活動を常時行うこと。
2. 国会その他に代表の進出を推進すること。

(役 員)

第5条 本連盟に、次の役員を置く。

委 員 長	1 人
副 委 員 長	若干名
常任執行委員	若干名
会 計 責 任 者	1 人
会 計 責 任 者	1 人
職 務 代 行 者	
会 計 監 督 者	2 人

(委員長)

第6条 委員長は、第1条の目的に基づき、熊本県医師会と常に綿密な連携と協調体制を取ることが出来る本連盟会員の中から、第17条に定める執行委員会において選出する。

2 委員長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

(副委員長)

第7条 副委員長は、本連盟会員の中から委員長が執行委員会の承認を経て委嘱する。

2 副委員長は、委員長を補佐するほか、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理する。

(常任執行委員)

第8条 常任執行委員は、本連盟会員の中から委員長が執行委員会の承認を経て委嘱する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めた場合には、その都度常任執行委員を委嘱することができる。
- 3 常任執行委員は、本連盟の業務を分担して常時これを掌理する。

(会計責任者)

第9条 会計責任者は、本連盟会員の中から委員長が執行委員会の承認を経て委嘱する。

- 2 会計責任者は、本連盟の経理を担当する。

(会計責任者職務代行者)

第10条 会計責任者職務代行者は、本連盟会員の中から委員長が執行委員会の承認を経て委嘱する。

- 2 会計責任者職務代行者は、会計責任者に事故があるときは、その職務を代行する。

(会計監督者)

第11条 会計監督者は、本連盟会員の中から委員長が執行委員会の承認を経て委嘱する。

- 2 会計監督者は、本連盟の経理を監査する。

(執行委員)

第12条 本連盟に執行委員を置き、執行委員会の構成員とする。

- 2 執行委員は、本連盟会員のうち、次に掲げる者とする。
 1. 支部長または郡市医師連盟委員長
 2. 熊本県医師会代議員で支部より推薦された者
 3. その他、委員長が適当と認める者
- 3 その任期は、役員の任期による。

(支部長)

第13条 支部長は、当該支部または当該医師連盟の代表者とする。

- 2 支部長は、支部を代表し、支部の会務を統括するとともに本連盟と当該支部並びに支部相互間の連絡にあたる。

(参 与)

第14条 本連盟に参与を置くことができる。

- 2 参与は、委員長が執行委員会の承認を経て委嘱し、その期間は、役員の任期による。

(会 議)

第15条 本連盟に、次の会議を置く。

1. 常任執行委員会
2. 執行委員会
3. 総会

(常任執行委員会)

第16条 常任執行委員会は、委員長、副委員長及び常任執行委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 常任執行委員会は、過半数の構成員が出席しなければ開催することができない。また、議決及び承認は、議長を除く出席者の多数決による。可否同数の場合は、議長がこれを決定するものとする。

(執行委員会)

第17条 執行委員会は、役員および執行委員をもって構成し、委員長が招集してその議長となる。

- 2 執行委員会は、過半数の構成員が出席しなければ開催することができない。また、議決及び承認は、議長を除く出席者の多数決による。可否同数の場合は、議長がこれを決定するものとする。

(執行委員会及び常任執行委員会の任務)

第18条 次に掲げる事項については、最高議決機関である執行委員会の議決を経なければならない。ただし、緊急を要する場合には、常任執行委員会の議決をもってこれに代えることができる。

- 1 本連盟の運営に関する事項
- 2 その他本連盟の重要な業務に関する事項

(総会)

第19条 総会は、年1回開催し、委員長は事業並びに決算について報告しなければならない。

- 2 総会は、委員長が招集し、その議長となる。

(任期)

第20条 役員の任期は、2年とする。

- 2 役員の任期が終了しても、後任者が選任されるまでは、役員は引き続き、その職務を行わなければならない。

(経費)

第21条 本連盟の経費は、会費、寄付金及びその他の収入金をもってあてる。

- 2 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(改正)

第22条 本規約の改正は、執行委員会の議決を経なければならない。

附 則

1. 本規約は、昭和 39 年 7 月 12 日から実施する。
2. 熊本県医師連盟規約（昭和 27 年 8 月 13 日、昭和 29 年 9 月 6 日一部改正）は、廃止する。
3. 第 14 条の新設は、平成 11 年 2 月 18 日から実施する。
4. 本規約は、平成 13 年 9 月 1 日から実施する。
5. 熊本県医師連盟規約（昭和 39 年 7 月 12 日、平成 11 年 2 月 18 日一部改正）は、廃止する。
6. 平成 13 年 9 月 1 日付にて就任した役員は規約の廃止により平成 14 年 3 月 31 日をもって全員退任する。
7. 本規約は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
平成 24 年 4 月 1 日付にて就任した役員は規約改正により、平成 25 年 3 月 31 日をもって全員退任する。
なお、今回の規約改正で選出された役員の任期は、初回に限り 1 年とする。

熊本市医師連盟委員長
熊本県医師連盟熊本市支部長 様

熊本県・市医師連盟加入承諾書

私は、熊本県・市医師連盟規約により、熊本県・市医師連盟加入につき、承諾いたします。

申込日	令和 年 月 日
住 所	
氏 名	印

熊本市医師連盟会費徴収規定

(会費)

第1条 本連盟の会費は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | | |
|-------------|----|---------|
| (1) A 会 員 | 年額 | 12,000円 |
| (2) B 1 会 員 | 年額 | 1,000円 |
| (3) B 2 会 員 | 年額 | 1,000円 |

(徴収方法)

第2条 A、B会員とも、5月に念書により一括徴収する。なお、途中入会者は、年会費として入会月に全額を現金で徴収する。また、年度途中の退会についての払い戻しは実施しない。

附 則

1. 熊本県医師連盟会費については、同連盟の請求に基づき本連盟（熊本県医師連盟熊本市支部）で徴収し、熊本県医師連盟に納付するものとする。
2. 本規程は、平成14年4月1日から実施する。

熊本県医師連盟会費徴収規程

第1条 本連盟会員は別表（1）により、会費を納入するものとする。

第2条 会費の納入については、毎年5月末日迄に各支部に納入するものとする。

但し、年度中途において入会した者も、別表（1）により納入するものとし、年度途中において退会した者については、これを返戻しないものとする。

第3条 本規程の改正は、執行委員会の議決を経なければならない。

別 表（1）

県医 A 会員	県医 B①会員	県医 B②会員
年 額	年 額	年 額
27,000円	3,000円	1,000円

附 則

1. 本規程は、平成14年4月1日より実施する。

医師連盟会費額（年会費）

会員区分	熊本県医師連盟	熊本市医師連盟	合計金額
A 会員	27,000円	12,000円	39,000円
B1 会員	3,000円	1,000円	4,000円
B2 会員	1,000円	1,000円	2,000円